

横須賀市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援することを目的に実施する横須賀市産後ケア事業（以下「本事業」という。）については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利用対象者)

第2条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する出産日（早産の場合にあっては、出産予定日）以後5か月未満の母子（産後に心身の不調を抱える流産又は死産を経験した者も含み、訪問型にあっては、父子を含む。この項において同じ。）であって、心身のケアや育児のサポート等を必要とする者その他市長が認める者とする。ただし、母子のいずれかが医療行為を受けている者又は感染症状がある者である場合の当該母子は除く。

(実施機関)

第3条 本事業は、市内の助産所等（以下「委託事業者」という。）に委託して行う。

(事業内容)

第4条 本事業は、第2条に規定する利用対象者に対し、当該利用対象者の必要に応じて、次に掲げる実施方法より母体ケア及び乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を行うものとする。

(1) デイケア 午前10時から午後5時まで

(2) ナイトケア 午後8時から翌日の午前10時まで

(3) ショートステイ 午前10時から翌日の午後14時まで

(4) 訪問型 平日午前9時から午後4時までのうち2時間以内

2 前項の母体ケア、乳児ケア及び今後の育児に資する指導等は次に掲げる内容とする。

(1) 産婦の母体管理及び生活面の指導

(2) 乳房手当及び乳房トラブルケア

(3) 授乳方法

(4) 沐浴方法

(5) 乳児の発育及び発達の観察

(6) 乳児の体重及び排泄の観察

(7) スキンケア

(8) その他必要とする育児指導

(利用回数)

第5条 本事業の利用回数の限度は、次の各号に掲げる実施方法の区分に応じ、当該各号に定める回数とする。ただし、実施方法を組み合わせて利用する場合にあっては、通算して14回を限度とする。

(1) デイケア 7回

(2) ナイトケア 7回

(3) ショートステイ 6回

(4) 訪問型 7回

(利用申請)

第6条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、横須賀市産後ケア事業利用申請書（第1号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書の同意事項に基づく調査によって、生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）であること又は当該年度（4月及び5月に申請する場合は、前年度）の市民税が非課税であることが確認できない場合は、市長は、これらを証明する書類の提出を求めることができる。

3 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本事業を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3日前までに第1項の書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査した上で利用の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、横須賀市産後ケア事業利用決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(変更又は中止申請)

第8条 前条の規定による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用内容を変更し、又は利用を中止しようとする場合は、利用日の2日前の午後4時までに、横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

る。この場合においては、市長は、事業者に当該変更等があった旨を連絡するものとする。

（利用者の自己負担額）

第9条 利用者は、本事業に要する費用の一部（以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。

2 自己負担額は、別表第1のとおりとする。

3 利用者は、自己負担金を直接委託事業者に支払うものとする。

4 利用者は、前条第1項の規定による期日までに連絡なく利用を中止した場合は、別表第1に定める自己負担額に相当する額を事業者に支払わなければならない。ただし、医師の判断により退院が延期となったことにより利用を中止した場合は、この限りでない。

（実施報告等）

第10条 委託事業者は、当該月の利用者の個別の利用状況についての横須賀市産後ケア施設型（訪問型）事業実施報告書施設型（第5号様式）及び横須賀市産後ケア（施設型）事業委託料請求書（第6号様式）又は横須賀市産後ケア（訪問型）事業委託料請求書（第7号様式）を翌月15日までに提出するものとする。

（委託料）

第11条 市長は、委託事業者から前条による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託料を支払うものとする。

2 委託料は、別表第2のとおりとする。ただし、第9条第4項に規定する場合においては、別表第1の種別の区分に応じて当該区分のC階層に規定する額から利用者が支払った自己負担額に相当する額を控除した額とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 9 条第 2 項、第 4 項関係）

種 別	世帯の階層区分		自己負担額
			基本額（1回当たり）
デ イ ケ ア	A 階 層	生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
	B 階 層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,250 円
	C 階 層	A 階層及び B 階層に属さない世帯	4,500 円
ナ イ ト ケ ア	A 階 層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
	B 階 層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	3,250 円
	C 階 層	A 階層及び B 階層に属さない世帯	6,500 円
シ ョ ー ト ス テ イ	A 階 層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
	B 階 層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	4,750 円
	C 階 層	A 階層及び B 階層に属さない世帯	9,500 円
訪 問 型	A 階 層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
	B 階 層	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	2,000円
	C 階 層	A 階層及び B 階層に属さない世帯	4,000円

別表第 2 （第11条第 2 項関係）

	ショートステイ 1 泊目	ショートステイ 2 泊目以降	デイケア	ナイトケア	訪問型
市民税課税世帯	50,500円	20,500円	12,500円	15,500円	8,000円
市民税非課税世帯	55,250円	20,500円	14,750円	18,750円	10,000円
生活保護世帯	60,000円	30,000円	17,000円	22,000円	12,000円
多胎児加算	30,000円	15,000円	8,500円	11,000円	8,000円

横須賀市産後ケア事業利用申請書

受付NO

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
申請者(氏名)			
対象者 (産婦)	住 所	〒	
	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日()歳
	電話番号	メールアドレス	
乳児	フリガナ 氏 名	性 別 生年月日	多胎児の場合は、並べて記入してください。 年 月 日
緊急連絡先	対象者(産婦)以外の電話番号を記入してください。		電話番号
	フリガナ 氏 名	続柄()	
申請理由			
利用するメニューにチェック(レ点)をつけ、利用日、利用施設を記載してください。			
利用回数			
メニュー内容	利用年月日	利用終了日 (ナイトケア・ショートステイのみ)	利用施設・助産師名等
同 意 書	(1)産後ケア事業の利用等に関する情報等について、委託事業所と情報共有することに同意します。 (2)産後ケア事業の利用決定にあたり、市税等に関する情報の調査に同意します。 (3)利用時の状況等に関する情報について、横須賀市の母子保健事業に利用することに同意します。 ☐ 同意する		

住所 〒
住所

氏名 様

横須賀市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日

年 月 日付けで申請のあった横須賀市産後ケア事業の利用については、
次の通り決定しました。

横須賀市長

1 利用施設名

2 利用日等

利 用 日	種別	1 回 あ た り の 金 額	利用回数

3 世帯区分

4 自己負担額 合計

5 日程の変更および中止

第3号様式（第8条第1項関係）

横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）申請書

(あて先) 横須賀市長		年 月 日	
		申請者	住所 氏 名 生 年 月 日 電 話
申請内容	変更 ・ 中止		
変更(中止)理由			
変更事項	変更前	変更後	
☐ 日 程 ☐ 内 容 ☐ 事 業 者 ☐ そ の 他			
【事務処理欄】			

住所 〒
住所

氏名 様

横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）決定通知書

年 月 日

年 月 日付けで変更（中止）申請がありました横須賀市産後ケア事業の利用決定については、次の通り決定しました。

横須賀市長

1 変更事項 日程 内容 事業所 その他

2 利用施設名

3 利用日等

利用日	種別	1 回 あ た り の 金 額	利用回数

4 世帯区分

5 自己負担額 合計

6 日程の変更および中止

横須賀市産後ケア施設型（訪問型）事業実施報告書

（あて先）横須賀市長

年 月 日

下記の通り、産後ケア事業を実施したので、結果を報告します。

（実施事業者）

住 所

事 業 者 名

代 表 者

本 件 責 任 者

担 当 者

電話

電話

産 婦	氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	住 所 （町名のみ）					
乳 児	氏 名		生年月日	年 月 日（第 子）		
				（第 子）		
				（第 子）		
利用日程・ 種別・産後ケア内容						
保健指導の内容・母子の様子など						
	月 日 時 分 中央・南・北・西 健康福祉センターに情報提供済み。 氏名					

横須賀市産後ケア施設型事業委託料請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

（請求者）

住所

事業者名

代表者名

本件責任者

電話

請求額

円

担当者

電話

ただし 年 月分の横須賀市産後ケア（施設型）事業委託料として

			委託料			キャンセル料			合計金額
			単価	回数	請求額 (A)	金額	回数	請求額 (B)	(A) + (B)
ショートステイ	課税	1泊目							
		(多胎児加算)							
		2泊目以降							
		(多胎児加算)							
	非課税	1泊目							
		(多胎児加算)							
		2泊目以降							
		(多胎児加算)							
	生保	1泊目							
		(多胎児加算)							
		2泊目以降							
		(多胎児加算)							
デイケア	課税								
		(多胎児加算)							
	非課税								
		(多胎児加算)							
	生保								
		(多胎児加算)							
ナイトケア	課税								
		(多胎児加算)							
	非課税								
		(多胎児加算)							
	生保								
		(多胎児加算)							
合計									

（注）この請求書に「横須賀市産後ケア事業実施報告書（別紙2）」を添付してください。

完了月日	月	日	検査員	
検査月日	月	日		

横須賀市産後ケア（訪問型）事業委託料請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

（請求者）

住 所
事 業 者 名 等
代 表 者
本 件 責 任 者
担 当 者

電話

電話

次のとおり、年 月分の横須賀市産後ケア（訪問型）事業委託料を請求いたします。

（1）請求額

	円
--	---

（2）産後ケア（訪問型）事業利用内訳

利用内容 利用者名	訪問型産後ケア				利用内容 利用者名	訪問型産後ケア				合計 (回数/金額)
	産後ケア	産後ケア	生活保護ケア	小計 (金額)		産後ケア	産後ケア	生活保護ケア	小計 (金額)	
	多胎児加算	多胎児加算	多胎児加算			多胎児加算	多胎児加算	多胎児加算		
	回	回	回	円		回	回	回	円	回 円
	人	人	人			人	人	人		人 円
	回	回	回	円		回	回	回	円	回 円
	人	人	人			人	人	人		人 円
	回	回	回	円		回	回	回	円	回 円
	人	人	人			人	人	人		人 円
合計	回	回	回	円	合計	回	回	回	円	回 円
人	人	人	人		人	人	人	人		人 円

（注）この請求書に、「横須賀市産後ケア事業実施報告書（別紙2）」を添付してください。

完了月日	月 日	検査員	
検査月日	月 日		